

- ・ 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書(写)
- ・ 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)

石 川 労 働 局



2025年8月27日

石川労働局  
労働局長 八木健一 様

石川県労働組合総連  
議長 桶間 諭

住所 石川県金沢市昭和町 5-13  
石川県平和と労働会館  
電話 076-231-3199

### 石川地方最低賃金審議会からの最低賃金額の答申に対するの異議申立書

今年の石川県の最低賃金引き上げ額は 70 円として石川地方最低賃金審議会から石川労働局長に答申されました。この答申に対し異議を申し立てします。

最低賃金 70 円の改定額は、これまでの最低賃金改訂の歴史から見ても大きな引き上げ額です。公益委員をはじめとして審議会各委員の皆さんのご尽力に感謝を申し上げます。

しかし、今回の改定額を生計費で見ると第 457 回石川地方最低賃金審議会（令和 7 年 7 月 10 日）に提出された資料（別冊 4・P10）にあるように、労働者の必要生計費は 1600 円から 1800 円以上必要となっています。（この額は都市部でも地方でも大きな変化はありません。）重ねて続く物価高騰には引上げ額が追いつかない状況もあります。そのことを考慮すればプラス 70 円の 1054 円では生計費を原則として考えれば大きな開きがあります。また政府が示した「2020 年代に 1500 円を目標」とする引上げるペースから見ても遅れています。

もう一つの要素である「支払い能力」の点では、中小企業にとってみれば大変厳しい改定額だと考えます。石川県の地域経済は中小企業が大きな支えとなっています。中小企業支援策を引き続き求めて頂くことと、国の支援制度の拡充と全国で広がりをはじめている県独自の支援制度の創設・拡充や国の支援制度に上乘せする制度の確立については私達も求めていきたいと考えます。

よって以下の点で異議を申し上げます。

記

#### 【異議の内容】

最低賃金改定の 3 要素において、第 457 回石川地方最低賃金審議会に提出された資料・別冊 4 の 10 ページ「最低生計費試算調査」全国どこでも時給 1600 円～1800 円以上必要を参考とすれば今回の改定額とは大きく乖離しており石川地方最低賃金審議会において再審議を求めます。



以上。



写

石労発 0828 第 1 号

令和 7 年 8 月 28 日

石川地方最低賃金審議会

会長 木村 弘 殿

石川労働局長

八木 健一

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、石川県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。